

平成31年度
島根県臨時的職員任用候補者名簿登録試験
【島根県教育庁埋蔵文化財調査センター】
受 験 案 内

- ◆受付期間 平成31年1月16日(水) ～ 平成31年1月31日(木)
郵送の場合、1月31日(木) 必着
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日を除く。)
- ◆試験日 平成31年2月16日(土)
- ◆合格発表 平成31年2月21日(木)

島根県では地方機関で勤務していただく、臨時的任用職員(地方公務員法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号に規定する臨時的任用)を以下のとおり追加募集します。

この試験の合格者は、任用候補者名簿に追加登録され、臨時的任用の必要が生じた際に勤務いただける方を成績上位者から随時任用します。したがって、名簿登録試験に合格し、名簿に登録された場合でも、当該登録期間中に任用にならない場合もあります。

なお、この試験の名簿登録有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年です。

○名簿登録有効期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日(1年)

- ・任用期間：6か月以内(更新の場合 12か月以内)
詳細は「6. 任用について」を参照
- ・名簿登録期間内であれば、再度任用される場合があります。(離職後10日以上経過の必要あり)

*** 既に島根県臨時的職員任用候補者名簿【島根県教育庁埋蔵文化財調査センター】(登録有効期間平成30年4月1日～平成32年3月31日)に登録されている方は、今回の試験を受けることはできません。**

1. 受験資格

(1) 学歴等

次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかの要件を満たすこと

(ア) 学校教育法による大学又は大学院において考古学、歴史学、文化財学等を専攻し、大学又は大学院を卒業又は修了し、埋蔵文化財の調査についての知識経験を有する人(平成31年3月31日までに卒業又は修了する見込みの人を含む。)

(イ) (ア)と同程度の能力があると認められる人

(ウ) 測量士又は測量士補の資格を有する人、又は、トータルステーション等の測量機器の操作経験のある人

(2) パソコン操作ができる人

(3) 普通自動車免許を有し、運転経験(概ね1年以上)を有する人(AT限定可)

(4) 上記(1)～(3)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア) 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む)

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 任用区分、勤務地域、職務内容、任用期間等

(任用区分Ⅱ：埋蔵文化財発掘調査補助)

- (1) 勤務地域 島根県埋蔵文化財調査センター
又は、島根県内の発掘調査地
- (2) 職務内容 埋蔵文化財発掘調査、遺物の整理・保存処理及び調査報告書の作成
- (3) 任用期間 平成31年4月1日以降 6か月以内
- (4) 勤務所属 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
- (5) 登録予定数 14名程度

*任用期間、登録予定数は、変更する場合があります。

*任用期間は、6か月以内を当初の任用期間とし、その後6か月以内について更新を行う場合があります。(最長採用された年度の3月20日まで任用されることがあります。)

なお、予算等の事情により、必ず更新されるとは限りません。

3. 選考方法、試験の日時、試験会場、合格発表日

(1) 選考方法

- (ア) 第1次選考 申込書類により、受験資格を満たしているかどうか審査します。
- (イ) 第2次選考 第1次選考の合格者について面接を行い決定します。

(2) 試験日時、試験会場

- (ア) 第1次選考 2月6日付けで合否を本人あてに通知します。
*第2次選考日の3日前になっても、合否通知が送られてこない場合は、必ず申込先へお問い合わせください。
- (イ) 第2次選考 日 時 平成31年2月16日(土) 9:00 ~ (※) 面接試験
場 所 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター(島根県松江市打出町33)
※試験時間は個々によって異なります。詳細については1次選考の合否通知の際にお知らせします。

(3) 合格発表 平成31年2月21日(木)

試験の結果は、受験者全員(棄権者を除く。)に郵送で通知します。

4. 受験申込手続

(1) 受付期間 平成31年1月16日(水)~平成31年1月31日(木)

郵送の場合は平成31年1月31日(木) 必着

受付時間は、午前8時30分~午後5時15分(土日を除く。)

(2) 提出書類

①履歴書(市販のJIS規格、A判が望ましい。) 1部

顔写真は、申込前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのもので、裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかりと貼ってください。

②島根県臨時的職員任用候補者名簿登録試験申込書(別紙様式) 1部

別紙様式をコピーして使用するか、下記ホームページからダウンロードできます。

島根県：職員募集 <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/>

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター <http://www.pref.shimane.lg.jp/maizobunkazai/>

③82円切手を貼付した定形(長型3号)の封筒 2部

試験結果通知に使用します。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、82円切手を貼付してください。

(3) 提出方法

提出書類を、申込先（島根県教育庁埋蔵文化財調査センター）へ直接持参するか郵送により提出してください。
郵送する場合は、封筒の表に「臨時的職員任用試験」と朱書きし、必ず郵便局で簡易書留郵便にしてください。

(4) 申込先（問い合わせ先）

〒690-0131 島根県松江市打出町3-3
島根県教育庁埋蔵文化財調査センター 総務課
電話 0852-36-8608

5. 試験内容

第1次選考：書類審査

第2次選考：面接試験（個別面接）

6. 任用について

- (1) この試験の名簿登録有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年です。
- (2) この試験の合格者については、臨時的任用の必要が生じた際に順次任用されます。したがって、必ずしも平成31年4月から任用になるとは限りません。合格しても任用されない場合もあります。
- (3) 任用期間は、上記の名簿登録期間中に任用を開始されてから6か月以内（6か月は上限であり、必ず6か月任用されるものではありません。）です。1回に限り6か月以内で更新することがあります。（最長採用された年度の3月20日まで任用されることがあります。）
- 例）平成31年4月1日任用の方は、最長平成32年3月20日まで任用されることがあります。
- (4) 名簿登録期間内であれば、再度任用される場合があります。ただし、再度任用の時点において、臨時的任用の職を離職後10日以上経過していることが必要となります。
- (5) 業務の進捗状況、勤務状況、予算の状況等により、更新しないことや再度任用を行わないことがあります。

7. 勤務条件（基本）

- (1) 賃 金：日額10,800円（平成30年4月1日現在の単価を記載しています。変更になる場合があります。）
通勤手当相当分の賃金（月額12,000円以内、支給要件を具備する場合のみ支給します。）
- (2) 勤 務 日：土日・国民の祝日・年末年始を除く平日
- (3) 勤務時間：8時30分から17時15分（休憩：12時から13時）
- (4) 福 利：健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険（健康保険及び厚生年金保険については任用期間が2月、雇用保険については任用期間が30日を超える場合に加入します。）
- (5) そ の 他：賃金の支払い等は原則口座振り込みとなります。

8. 試験結果の開示について

試験の結果については、島根県個人情報保護条例第22条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。

口頭による開示の請求は、受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）を持参の上、下記開示場所で行ってください。（電話は不可）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 （棄権者を除く）	得点及び順位	合格発表（結果通知発送） の日から1か月間	島根県教育庁 埋蔵文化財調査センター

（注）「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

9. その他

- ・受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して島根県が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。

この頁は、空白です